

監督指導事例

事例 1 (商業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者9名について、時間外・休日労働に関する協定で定めた上限時間（特別条項：月99時間）を超え、かつ、労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月120時間）が認められたことから、指導を実施した。
- 3 労働者15名について、1か月あたり80時間を超える時間外・休日労働が認められたことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者9名について、時間外・休日労働に関する協定で定めた上限時間（特別条項：月99時間）を超え、かつ、労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月120時間）が認められた。

労働基準監督署の対応

- ① 時間外・休日労働に関する協定で定めた上限時間（特別条項：月99時間）を超えて、時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告を行った。
- ② 労働基準法第36条第6項に定められた上限時間（月100時間）を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告を行った。

- 2 労働者15名について、1か月あたり80時間を超える時間外・休日労働が認められた。

労働基準監督署の対応

- ① 1か月あたりの時間外・休日労働時間が80時間以内となるよう具体的な方策を検討、実施するよう指導を行った。



時間外労働の上限規制

平成31年4月1日に改正労働基準法が施行され、**法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり**、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも

- ・時間外労働・・・年720時間以内

- ・時間外労働＋休日労働・・・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内

とする必要があります。

（注1）中小企業については、令和2年4月1日から適用です。

（注2）建設事業など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

監督指導事例

事例2 (製造業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 時間外・休日労働に関する協定で定めた上限時間（特別条項：月90時間）を超え、かつ、時間外・休日労働の上限時間（月100時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月108時間）が認められたことから、指導を実施した。
- 3 時間外・休日労働時間が月80時間を超える労働者に対する面接指導を実施するための社内基準を設けておらず、また、当該労働者本人に80時間を超えた時間に関する情報を通知しなかったため、面接指導が実施されていなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 時間外・休日労働に関する協定で定めた上限時間（特別条項：月90時間）を超え、かつ、時間外・休日労働の上限時間（月100時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：108時間）が認められた。

労働基準監督署の対応

- ①時間外・休日労働協定で定めた上限時間（特別条項：月90時間）を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告を行った。
- ②時間外・休日労働の上限時間（月：100時間）を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告を行った。

- 2 時間外・休日労働時間が月80時間を超える労働者に対する面接指導を実施するための社内基準を設けておらず、また、当該労働者本人に80時間を超えたことに関する情報を通知しなかったため、面接指導が実施されていなかった。

労働基準監督署の対応

- ①時間外・休日労働時間が月80時間を超える労働者に対する面接指導を実施するための社内基準を設けていないことについて指導を行った。
- ②時間外・休日労働時間が月80時間を超える労働者本人に80時間を超えた時間に関する情報を通知していなかったことについて是正勧告を行った。

過重労働による健康障害防止 ←参考資料2参照



長時間労働を行う労働者については、下記のとおり面接指導等を実施することとされています。

次の要件に該当する労働者

- ① 時間外・休日労働時間が月80時間（※）を超えていること
- ② 疲労の蓄積が認められること
- ③ 本人が申し出ていること

（※）平成31年4月1日から1か月当たり100時間から80時間に要件を拡大。



面接指導の
実施義務

事業場で定めた基準（※）に該当する労働者

- （※）① 時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者について、本人の申出がない場合であっても面接指導を実施するように基準の策定に努める。
② 時間外・休日労働時間が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるよう基準の策定に努める。



面接指導その他
これに準ずる措
置を実施する努
力義務